第10L条：2024年以降の国外源泉の処分益

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

第10L条は、所得税（改正）法2023（Income Tax (Amendment) Act 2023）により2024年1月1日付で導入されました。これは、国外源泉のキャピタルゲインに課税しないシンガポールの制度を有害な特徴として挙げていた欧州連合（EU）の行動規範グループ（Code of Conduct Group）に対する、シンガポールの対応です。同条は、シンガポールにおいて十分な経済的実体を欠く「対象法人（relevant entity）」がシンガポールで受領した国外資産の売却または処分による利得を、第10条第1項(g)号に基づき課税される所得とみなします。国外の知的財産権の処分による利得は、実体の有無にかかわらず所得とみなされます。[1]

対象となる者

同条は、「対象グループ（relevant group）」の構成員である法人にのみ適用されます。グループが対象グループとなるのは、その法人の少なくとも1つがシンガポール国外で設立、登録もしくは組成されている場合、または少なくとも1つの法人がシンガポール国外に事業所を有している場合で

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

す。グループの構成員であるかどうかは、会計基準に基づく連結によって判断されます。法人の資産、負債、収益、費用およびキャッシュフローが最終親会社の連結財務諸表に含まれていれば、その法人は構成員です。規模、重要性を理由として、または売却目的で保有されていることのみを理由として除外されている場合も、構成員であることに変わりはありません。[2] 単独の法人や純粋に国内のみのグループは、同条の対象外です。スイスのAGが所有するシンガポールのPte Ltdは対象グループに属します。外国の関連会社を持たないシンガポールの個人が所有するシンガポールのPte Ltdは属しません。

個人が対象となることはありません。第10L条は法人に適用されるものであり、また居住者である個人はいずれにせよ第13条第7A項の適用を受けるからです。同条が問題となるのは、スイス・シンガポール・グループのシンガポール持株会社、財団がツークにあるプロトコルのシンガポールのトレジャリー会社、そして外国で設立された子会社や外国の不動産を保有するシンガポールの特別目的会社です。第13O条または第13U条に基づく税制優遇を受けるシンガポールのファンドには関係ありません。優遇対象の法人は、優遇対象事業の一環として行う処分について除外されているからです。所定の金融機関にも関係ありません。[3]

国外資産とは何か、利得はいつ受領されるか

国外資産とは、処分時にシンガポール国外に所在するあらゆる動産または不動産をいいます。同条には、主な資産の種類ごとに所在地のルールが定められています。不動産はその所在地、株式は会社の設立地、その他の動産は特別なルールが適用されない限り所有者の居住地です。[4] デジタルアセットについては言及がありません。残余ルールに従えば、シンガポール居住の法人が所有するトークンはシンガポールに所在することになり、国外資産にはあたりません。そうであれば、シンガポールの会社にとってトークンに係る利得は第10L条の対象から完全に外れることになります。この解釈は魅力的であり、おそらく正しいものです。それでも、外国の会

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

社の株式を表章するトークン（トークン化株式やセキュリティ・トークン）は、その株式の所在地に従います。外国の不動産を表章するトークンが、その土地の所在地に従うのと同じです。したがって、第B部第III章で行う性格付けは、トークン化された現実資産について、第10L条上の税務上の帰結をもたらします。

利得が対象となるのは、第10条第25項の意味で「シンガポールにおいて受領された」場合に限られます。スイスの子会社を売却し、その代金をチューリッヒの銀行口座に保持しているシンガポールの持株会社は、まだ利得を受領していません。代金が送金され、シンガポールでの債務の支払いに用いられ、またはシンガポールに持ち込まれる動産の購入に充てられた時点で、利得は受領されたことになり、実体がなければ17%で課税されます。これによって納税者は時期を管理できますが、その効果は現実的である一方で限られています。シンガポールの銀行や監査人は資金を国外に保持している理由を尋ねますし、経済的実体の基準を満たすほうがよい方法だからです。

経済的実体の基準

処分が行われた基準期間においてシンガポールに十分な経済的実体を有する法人は、第10L条の適用を免れます。この基準は2つに分かれています。純粋持株法人とは、株式の保有のみを機能とし、所得が配当と処分益のみである法人をいいます。純粋持株法人は、申告書と決算書を提出し、業務が（自社の従業員によるか外部委託先によるかを問わず）シンガポールで管理・遂行され、シンガポールに十分な人的資源と施設を有していれば、基準を満たします。登記上の事務所の住所だけでは施設にあたりません。名義上のものでないシンガポール居住の取締役は人的資源に数えられます。[5] その他の法人は、業務がシンガポールで管理・遂行されていなければならず、常勤従業員の人数と資格、シンガポールにおける事業支出の額、そして主要な事業上の決定がシンガポールで行われているかどうかに基づいて評価されます。数値基準は定められていません。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

関連会社への貸付けも行うシンガポールの持株会社は純粋持株法人ではなく、基準のより厳格な類型に該当します。トークンを保有し、関連会社に資金も提供する多くのプロトコルのトレジャリー会社が、この点で引っかかります。外部委託先を利用する方法は、ファミリーの持株構造に有用です。シンガポールで会社の管理業務を担うコーポレート・サービス会社が「業務」と施設を提供することができます。ただし、取締役の決定がシンガポールで行われ、そこで議事録に記録されることが条件です。

事例

ツークの財団が、ケイマン諸島の事業会社の株式とトークンのポートフォリオを保有するシンガポールのPte Ltdを支配しているとします。2026年、シンガポールの会社はケイマンの株式を1,200万米ドルで売却し、従業員への支払いのために400万米ドルをシンガポールに送金します。シンガポールの会社は対象グループに属しています（外国の親会社）。ケイマンの株式は国外資産です（シンガポール国外で設立）。利得は一部がシンガポールで受領されています。会社には居住者である取締役が1名おり、その取締役は他の6社の取締役も兼ねていて、会社は会社秘書役の住所を使用し、従業員はいないとします。この場合、会社は実体基準を満たさず、利得のうち送金された部分は所得として17%で課税されます。会社がシンガポールに2名の従業員を置き、事務所を賃借し、投資判断をそこで議事録に記録していれば、基準を満たし、税は生じません。実体を備えるためのコストは、税額のごく一部にすぎません。

ファンド優遇措置および事前照会との関係

第13D条、第13O条または第13U条に基づいて承認されたファンドは、優遇対象事業の過程で行う処分について第10L条の適用から除外されており、これによって優遇措置が維持されています。たとえば運用資産残高が必要な最低額を下回ったため（本部第IV章参照）、ある年度に優遇措置の資格

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

を失ったファンドは、それとともに除外も失います。優遇措置を受けていないシンガポールのフィーダーや持株会社を含むファンド構造では、その法人を別途確認すべきです。

内国歳入庁（IRAS）は、第10L条の適用について事前照会（advance ruling）を受け付けています。最初の2年間の実務からは、同庁が商取引の徴表に適用するのと同じ実際的な姿勢で実体基準を適用していることがわかります。事前照会には手数料がかかり、数週間を要しますが、大規模な処分の前には取得する価値があります。[6]

注

1. Income Tax Act 1947, s. 10L（国外資産の売却または処分による利得）。Income Tax (Amendment) Act 2023により2024年1月1日付で導入。IRAS, e-Tax Guide *Tax Treatment of Gains or Losses from the Sale of Foreign Assets*（2023年12月初版）も参照。 ↩

2. Income Tax Act 1947, s. 10L(1) and (2)（「entity」、「group」および「relevant group」の定義）；DLA Piper, *Section 10L: Singapore tax treatment of foreign-sourced capital gains*, 2023年12月14日付クライアント・ノート。連結に基づくグループ基準を確認しています。 ↩

3. Income Tax Act 1947, s. 10L(10)、ならびに所定の金融機関および特定の優遇規定に基づき所得が非課税または軽減税率の対象となる法人に関する除外規定。 ↩

4. Income Tax Act 1947, s. 10L(14)–(15)（財産がシンガポール国外に所在するかどうかを判断するための所在地ルール）。 ↩

5. Income Tax Act 1947, s. 10L(6)–(8)（純粋持株法人およびその他の法人に対する経済的実体要件）；IRAS, e-Tax Guide *Tax Treatment of Gains or Losses from the Sale of Foreign Assets*, 経済的実体要件に関する節。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

6. Income Tax Act 1947, s. 108およびSeventh Schedule（事前照会）；IRAS, *Advance Ruling System for Income Tax*, 手数料および手続。 ↩

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com